

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、グループの持株会社である当社が、事業を展開する当社並びに30社を超える連結子会社から成る企業グループを統括管理し、社会並びに株主の皆様をはじめとするステークホルダー(利害関係者)全員に対する企業の社会的責任(CSR)を果たし、当社企業グループ間の相乗効果を更に発揮していくということで、経営活動の最重要課題の一つと位置づけております。また、持ち株会社体制を通じて、機動的なグループ経営を実現し、市場競争力を強化することで企業価値の一層の向上を図ることを目指しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、取締役会と監査役を中心とした体制を構築しております。原則として、当社の代表取締役並びに役付取締役が主要グループ子会社の代表取締役、取締役を兼任しており、グループ会社を含めた事業戦略策定、経営管理並びに経営資源の最適配分を行っております。

また、監督機関としては、取締役会及び監査役会に加え、重要経営事項の事前審議・情報共有・リスク情報に関する検討等を主な目的としたグループ経営会議が設置されております。加えて、各取締役が業務執行をなす事業部門の監督機関としては、業務監査等を担当する当社の内部監査部門及び当社並びにグループ会社に係る関連法規(宅地建物取引業法・建設業法等)、公益通報者保護法や個人情報保護法に依拠した規制等の遵守・管理を目的とするコンプライアンス委員会が担っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|-----------|-------|
| 大村 浩次 | 4,985,460 | 27.27 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 929,800 | 5.08 |
| 三光ソフランホールディングス株式会社 | 847,890 | 4.63 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 739,800 | 4.04 |
| 野村証券株式会社 | 712,510 | 3.89 |
| 野村証券株式会社自己振替口 | 700,000 | 3.82 |
| 株式会社ポエムホールディングス | 647,790 | 3.54 |
| ジャパンベストレスキューシステム株式会社 | 548,470 | 3.00 |
| BBH(LUX)FOR FIDELITY FUNDS - JAPAN AGGRESSIVE | 428,600 | 2.34 |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB) | 371,400 | 2.03 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

1. 2018年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、フィデリティ投信株が2018年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

- ・大量保有者:フィデリティ投信株式会社
- ・住所:東京都港区六本木七丁目7番7号
- ・保有株券等の数:1,779,000株
- ・株券等保有割合:9.73%

2. 2018年7月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において野村証券株式会社及びその共同保有者であるノム

ラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC) 及び野村アセットマネジメント株式会社が2018年7月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

・大量保有者:野村証券株式会社

・住所:東京都中央区日本橋一丁目9番1号

・保有株券等の数:1,427,210株 1

・株券等保有割合 :7.81% 1

・大量保有者:ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)

・住所:1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM

・保有株券等の数:89,100株 2

・株券等保有割合:0.49% 2

・大量保有者:野村アセットマネジメント株式会社

・住所:東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・保有株券等の数:20,100株 3

・株券等保有割合:0.11% 3

- 1 2018年12月6日付で講習の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、700,000株、3.83%となっております。
- 2 2018年12月6日付で講習の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、1,557,500株、4.76%となっております。
- 3 2018年12月6日付で講習の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、45,800株、0.25%となっております。

3. 企業属性

| | |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 9月 |
| 業種 | 不動産業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 9名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 高橋 裕次郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|--------|------|--------------|--|
| 高橋 裕次郎 | | | 高橋裕次郎氏につきましては、弁護士としての実務を通じて培われた法務に関する高度に専門的な知見を有しておられることから、当社に対して様々なご意見をいただけるものと判断し、取締役を選任させていただきました。 なお、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、また経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したため、独立役員に選任いたしました。 |

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|---|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役員の員数 | 6名 |
| 監査役員の人数 更新 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人と監査役会との間では、会社法に依拠した会計監査並びに金融商品取引法に依拠した財務諸表監査及び内部統制監査実施時において、情報交換・報告等を通じて連携を図っております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があるとき等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

当社の内部監査部門と監査役会との間では、内部監査計画、内部監査の実施(監査実施通知書、監査調書、監査報告書、監査結果通知書、監査結果の措置(対処)回答書、フォローアップ調査実施等)報告並びに監査報告を監査役に提出し、必要に応じて改善策・再発防止策等の監査役との協議等を行う関係にあり、日常的な情報交換並びに内部監査及び監査役監査実施時での協力体制の構築を通じて連携を図っております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 有保 誠 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 山田 毅志 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|---|--|
| 有保 誠 | | | 有保誠氏につきましては、法令や定款の遵守に係る見識や同氏がこれまで培ってきた経験を当社の監査体制の強化に活かしていただきたくため、選任させていただきました。 |
| 山田 毅志 | | 山田毅志氏は、税理士法人タクトコンサルティングの代表社員であり、同法人は、当社連結子会社のApaman Property株式会社との間に顧問契約の取引関係があります。 | 山田毅志氏につきましては、企業財務に精通しておられることから当社の監査体制に有効な助言を期待し、また、公認会計士として財務・会計等の見識を十分に有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任させていただきました。 |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 2名 |
|--------|----|

| |
|---------------|
| その他独立役員に関する事項 |
|---------------|

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

| |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

取締役の役割に応じた報酬の設定を行っており、インセンティブに関する施策は導入しておりません。

| |
|-----------------|
| ストックオプションの付与対象者 |
|-----------------|

| |
|--------------|
| 該当項目に関する補足説明 |
|--------------|

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

| | |
|--------------|----|
| 該当項目に関する補足説明 | 更新 |
|--------------|----|

2018年9月期(2017年10月1日～2018年9月30日)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりとなっております。

- ・取締役を支払った報酬:139百万円
- ・監査役を支払った報酬:19百万円
- ・社外役員を支払った報酬:10百万円

なお、当社は当該取締役報酬関係の事項を、有価証券報告書及び事業報告においても開示いたしております。

| | |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

| |
|------------------------|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容 |
|------------------------|

取締役の報酬限度額は、2005年12月21日開催の第6期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。取締役に関する個別の報酬等の額の決定は、取締役会において業績等を鑑み、審議・承認されたものであります。また、監査役の報酬限度額は、2005年12月21日開催の第6期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。監査役に関する個別の報酬等の額の決定は、監査役会において協議・承認されたものであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して、資料の事前配布、必要な案件については事前に説明を行うなどの情報の提供に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行の状況

イ.グループ経営会議

当社グループ企業全体の重要な業務執行に係る事前審議機関として、「グループ経営会議(原則毎週3回)」があり、原則、当社及び主要なグループ子会社の取締役及び副本部長以上の使用人の出席(必要がある場合は、監査役も出席)のもとで開催されております。

なお、当該会議については取締役が自らの担当会社・事業部門に関して、適宜、現状・見通し等を報告し、取締役が自らの担当以外の他の事業部門の問題点、リスク及び業績予測等を適宜把握することができるため、取締役相互間の監視・相互牽制機能、取締役会がなすべき代表取締役及び取締役に対する監視機能並びにコンプライアンス遵守体制の維持等、機能面を保管するものであります。

ロ.取締役会

取締役3名(社外取締役1名)、監査役3名(社外監査役2名(うち、公認会計士1名))の出席のもとに、原則として、月1回定期的に開催されてお

ます。更に、北海道から福岡までの当社の主要拠点に、機動的な取締役会の運営を目的として、「テレビ会議システム」が導入されております。また、各種の関連する規程も「取締役会規程」、「経営会議規程」、「職務権限規程(決裁権限表を含む)」及び「関係会社管理規程」等が策定・遵守されており、取締役の職務執行に関してのコンプライアンス面の規制・管理がなされております。

(2) 監査・監督機能の状況

イ. 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査部門が担当しており、要員は当社・本社に1名で構成されております。

内部監査部門は、毎事業年度に内部監査計画を内部監査マニュアルに準拠して策定し、代表取締役社長及び監査役会(監査役)に要旨を説明して、代表取締役社長の承認を得た後に、内部監査を実施(監査実施通知書、監査調書、監査報告書、監査結果通知書、監査結果の改善措置回答書、フォローアップ監査の実施等)いたしております。

内部監査部門は、監査報告書等を代表取締役社長に提出するとともに、該当する被監査部門の責任者及び監査役会(監査役)にも同時に提出し、必要に応じて以降の改善策・再発防止策等について、代表取締役に指示を仰ぎます。

内部監査部門の主要な監査対象事項は、本社各部門及び子会社の実務担当部門の業務執行の状況(執行業務内容・手段・方法・要員・リスク管理・再発防止・改善提案等)の監査が中心になります。内部監査の業務遂行要員については、被監査部門の社員等が全面的に当該内部監査に協力する体制が構築されております。

それらの内部監査の結果を受けて、監査役は必要と判断した場合に当該被監査部門の責任者(取締役等)に対して、役員としての職務の執行上の問題(業務権限逸脱、不正行為、コンプライアンス面・リスク管理面の危惧等)の有無に関して内部統制監査を実施する場合があります。

ロ. 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(うち、独立役員の社外監査役1名、社外監査役1名)の計3名で構成されており、監査役会で定められた役割分担に依拠して業務並びに会計分野の監査を実施いたしております。

監査役会(監査役)の監査の主な業務のうち、取締役の職務の執行に関する監査業務全般は、主として常勤監査役1名が、経営会議・取締役会等に関連した取締役の業務執行の状況の調査・監査を担当し、監査役会にて報告がなされております。なお、社外監査役である山田毅志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有する等の見識を十分に有しており、独立役員でもあります。内部監査部門と監査役会との間では、日常的な情報交換並びに内部統制、内部監査及び監査役監査実施時での協力体制の構築を通じて連携を図っております。また、会計監査人と監査役会との間では、会計監査実施時での情報交換を通じて連携を図っております。

ハ. 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法等の規定する(連結)会計監査業務を実施するため、太陽有限責任監査法人を会計監査人として選任いたしております。

当事業年度において、監査業務を執行した太陽有限責任監査法人に所属する公認会計士の氏名は、次のとおりであります。

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 田尻 慶太

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 島津 慎一郎

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他12名であります。なお、継続関与年数につきましては、法定の7年以内でありますため記載を省略しております。

ニ. その他の会議体

その他のコーポレート・ガバナンス体制下の会議体として、コンプライアンス規程に基づく「コンプライアンス委員会」、賞罰規程に基づく「賞罰審査委員会」並びにリスク管理規程に基づく「リスク管理委員会」が設置されております。更に、外部機関である「相談役会議」及び「全国世話人会議」(不動産関連事業に携わる全国の企業経営者等から構成されております。)での判断や意向も当社経営人への監視・牽制機能を十分に発揮しております。

(3) 監査役機能強化に関する取組状況

当該状況につきましては、「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【監査役関係】『監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況』」に記載のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、重要な経営事項に関しては、定例の取締役会以外に、グループ経営会議規程に定めた「グループ経営会議(原則毎週3回)」において、現状の体制で、原則、当社及び主要グループ会社の取締役及び副本部長以上の使用人が出席の上、協議・検討して推進しており、出席取締役(監査役も任意に出席)は、相互に担当業務以外の業務の執行状況も把握しております。

その結果、法令が要求する代表取締役及び取締役の業務執行の状況の相互監督・監視機能の確保並びに経営管理機能の客観性及び中立性の確保がなされ、また社外取締役1名及び社外監査役を2名選任し、監査役会も同様に取締役の業務執行の状況を把握できており、十分にコーポレート・ガバナンス体制が機能を発揮しているため、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|-----------------|---|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は、9月30日を決算日としておりますので、定時株主総会は12月に開催しております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 定時株主総会招集通知(表紙、参考書類の部分のみ)を英文にし、要求に応じて提供しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社WEBサイトにおいて、ディスクロージャーポリシー(IRポリシー)を公表しております。 | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算時及び第2四半期決算時の年2回アナリスト、機関投資家向けの決算説明会を行っております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページにIRサイトを設け、決算資料(決算短信、決算補足資料、有価証券報告書、四半期報告書)、適時開示資料、電子公告及び四半期・年次データ等、投資家の皆様にとって有益と思われる会社情報を開示しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 管理本部内にIRを専門とする担当者を設置しております。 | |
| その他 | 上記以外の施策としての、機関投資家との個別ミーティング及びスモールミーティング等を積極的に実施しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルにおきまして、ステークホルダーに対する責任について定めており、全従業員に対して周知・徹底を行っております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 「企業の社会貢献が広がれば日本は必ず良くなる」を基本的な考え方としており、積極的にCSR活動を実施しております。“人がいて社会が成り立ち”“社会があって企業は存在できる”。したがって、企業は、人や社会に貢献し、人や社会から必要とされる存在でなくてはならないと考えています。特に、企業の判断基準は、自社の利益だけを考えるのではなく、企業活動そのものが、社会の役立つことが必要であると思うのです。また、企業は、利益や、労働の一部を、社会に還元しなくてはならないと考えております。企業にとって利益はとても大切なものですが、企業の利益と社会の発展とは表裏一体であり、利益の一部を社会へ提供することは、企業の責任であると考えております。具体的な活動は当社ホームページで公開しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社WEBサイトにおいて、ディスクロージャーポリシー(IRポリシー)を公表しております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社及びグループ子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

・持株会社体制下の親会社である当社におきましては、当社及びグループ子会社の取締役の職務の執行の適法性を確保するための体制として、コンプライアンス体制の強化を企図して、社外取締役及び複数の専門性を有する社外監査役を選任し、併せて取締役会規程、グループ経営会議規程、職務権限規程(決裁権限表を含む)、業務分掌規程及び関係会社管理規程等を策定し、連結子会社においても、それらの規程類を準用して、適正かつ適法に整備運用しております。

・当社グループでは、当社及び主要なグループ子会社の取締役及び副本部長以上の使用人によって構成されるグループ経営会議を設置しており、グループ全体で相互に重要な情報を共有することによって、グループ全体の業務の適法性・適正性を確保する体制としております。

・当社グループでは、当社及び主要なグループ子会社の役職員から選任されたコンプライアンス委員によって構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、当社及び主要なグループ子会社におけるコンプライアンスに関する重要な事実を共有することによって、グループ全体における法令遵守及び業務の適正を確保する体制としております。

・当社及びグループ子会社は、グループ全体の経営理念、経営方針、当社及びグループ子会社の取締役及び使用人が遵守すべき具体的な行動基準等を定めたコンプライアンス・マニュアルを策定し、当社及びグループ子会社において周知徹底しております。

・当社では、当社グループにおける法令違反、社内規則違反等を早期に把握、解決するために、社内及び社外にコンプライアンス・ヘルプラインを設置し、当社及びグループ子会社における法令違反、社内規則違反等について内部通報を受ける体制としております。

・当社及びグループ子会社では、定期的に社員研修を行うことを通じて、法令遵守の重要性を周知するとともに、コンプライアンス意識の醸成を図っております。

・当社では、当社及びグループ子会社の業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、当社及びグループ子会社における業務プロセスを詳細に調査、監査及びモニタリングを実行することにより、財務報告に係る内部統制の整備・運用面も含めた内部監査が実施・実践されており、万一、当社及びグループ子会社の使用人の職務執行においてコンプライアンス違反等が存在した場合にも、再発防止策・改善策が適時・適切に実施される体制としております。

・また、当社及びグループ子会社では、反社会的勢力への対応についてもコンプライアンスの一環として取り組んでおり、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、主要な契約書類、取引書面等々において、暴排条項 反社会的勢力排除に関する条項 を記載して施策の徹底を図っております。

(2) 当社及び主要なグループ子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社及び主要なグループ子会社は、情報の保存管理体制に関連する情報・手続等を共有しており、主要なグループ子会社を含めた共通の電子稟議制度及び稟議規程、文書管理規程、個人情報管理規程並びに情報管理規程等に準拠して情報の保存及び管理を行っており、当該規程は、当社及び主要なグループ子会社の全役職員が閲覧でき、周知徹底できるように対応しております。

・一方、当社及び主要なグループ子会社の株主総会、取締役会及びグループ経営会議等の主要な会議の議事録及び関連書類並びに計算書類等の法定書類及び稟議その他重要書類等は、関連資料とともに関連法令又は規程に定められた期間にて、保存・管理しております。

(3) 当社及びグループ子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社及びグループ子会社では、リスク管理体制の基底となるリスク管理規程及びリスク管理実施要領を定め、更に当社及びグループ子会社の情報セキュリティを保全すべく情報セキュリティ基本方針及びその他ITに係る要領等を定め、これらの規程類に依拠したリスク管理体制の構築を推進しております。

・当社グループでは、当社及び主要なグループ子会社の役職員から選任されたリスク管理委員によって構成されるリスク管理委員会を設置しており、当社及び主要なグループ子会社のリスクについて、主要な連結子会社におけるリスクとR・C・M.(リスク・コントロール・マトリクス)対象業務及び統制機能を主要業務フロー別に作表化したR・C・M.(リスク・コントロール・マトリクス)を作成して、リスクを把握、管理する体制としております。

・当社及びグループ子会社における主要なリスクとしては、1)直接又は間接に経済的な損失をもたらす事象、2)事業の継続を中断・停止させる事象、3)信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性等を想定しております。また、当社及びグループ子会社の各部署・部門においては、事業目的に関連した経営に重大な影響をもたらす可能性があるリスクを具体的に識別するため、「リスク・リスト」を策定しております。

・当社及びグループ子会社のリスク管理上、特に重大な危機・緊急事態等の不測の事態が発生した場合には、危機(緊急事態)管理規程に基づき、社長を最高責任者(本部長)とする緊急時対策本部を設置し、損害の拡大防止並びに危機(緊急事態)の収束に向けて社内外からの専門的なノウハウ・機能及び有識者等を集約して、継続的に適切かつ迅速な措置を実施するための体制を構築いたします。

(4) 当社の取締役及びグループ子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社の代表取締役及び取締役は、主要なグループ会社の取締役又は監査役を兼任することとしております。これにより、グループ子会社を含めた持株会社体制の全体的な統合性、統一性等の面において、グループ全体で、整合性及び共通性のある各種の規程類に準拠した取締役等の職務の執行が行われることとしております。

・当社グループでは、当社及びグループ子会社における効率的・合理的な経営計画や事業計画の策定・推進、重要な情報の共有・活用を図るために、当社及び主要なグループ子会社の取締役及び副本部長以上の使用人をもって構成するグループ経営会議を活用しており、各グループ会社間の相乗効果によって、事業の拡充・協調等がなされる体制を構築しております。

・当社及び主要なグループ子会社では、グループ全体で効率的な会計処理を実施するため、グループ共通の会計管理システムを導入しております。また、当社は、グループ全体の資金調達の効率化のため、グループ会社間の融資等のグループファイナンスを実施しております。

・当社は、グループ子会社における兼任取締役の職務執行の効率化を図るべく、子会社における執行役員制度を設けて、取締役の経営監督機能と業務執行機能の役割分担を明確化し、取締役の職務執行が効率的に、かつ効果的に実施されるための体制(態勢)を整備・運用しております。

(5) グループ子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社グループでは、当社及び主要なグループ子会社の取締役及び副本部長以上の社員が参加するグループ経営会議において、グループ全体で相互に重要な情報を共有することとしております。これにより適時にグループ子会社の業務執行に係る事項が当社に報告される体制としており、これらが企業集団の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためのコーポレートガバナンスに有効な手段の一つと考えております。

・当社では、関係会社管理規程を定め、グループ子会社における一定の重要な意思決定に係る事項については、事前に当社の取締役会、担当取締役及び、担当部門に承認を求め、又は報告することを義務づけております。

・当社では、当社の内部統制推進部門及び内部監査部門による企業集団の内部統制の再検証、その運用状況の監視・牽制機能の拡充及び改善勧告等により連結内部統制の適切な整備・運用を推進することで、統一性のある内部統制システムの構築を期して、企業集団におけるコンプライアンス体制及び内部統制の強化による業務の適正化を図るべく鋭意、推進しております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

・当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、その人数、要件、期間及び事由を勘案し、速やかに適任者を配置することで対応いたします。

・当該使用人の当社取締役からの独立性を強化するとともに、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人が監査役の補助業務に従事する際には、監査役の指揮命令に従うものとしたします。また、当該使用人の業績考課、人事異動、賞罰等については、事前に監査役の同意を得るものとしたします。

(7) 当社の取締役及び使用人又はグループ子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・毎月1回以上、定期的に開催される当社取締役会には、当社の監査役も出席し、取締役会での報告・審議・決裁事項等を取締役と共有し、共通認識としております。

・毎週開催されるグループ経営会議についても、当社の常勤監査役に対して事前に議題・議案を通知しており、当該監査役が、その必要性を認めた場合には、グループ経営会議に出席することとしております。また、グループ経営会議の議事内容については、グループ経営会議の開催後、速やかに議事録を作成の上、当社の監査役も議事録等を検閲することで、情報を共有することとしております。

さらに、定期的に開催されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会には、当社の監査役も出席し、当社及び主要なグループ子会社のコンプライアンスに関する重要な事実や、リスク管理体制等に関する事項について、報告を受けることとしております。

・当社の監査役は、当社及び主要なグループ子会社間で共有の電子稟議システムにより、個々の電子稟議を検閲して、グループ全体の業務執行をチェック・監視する責務と機能を有しております。

・当社の監査役は、重要な子会社の監査役を兼任することとしており、その他の子会社についても、グループ経営会議やコンプライアンス委員会等を通じて、必要な報告を受けることにより、グループ全体の業務執行をチェック・監視できる体制としております。

・内部監査部門が監査により知り得た、当社及びグループ子会社に関する重要な情報や内部監査報告書は、内部監査規程に基づき、確実に当社の監査役に報告される体制としております。

・当社は、社内及び社外にコンプライアンス・ヘルプラインを設置し、当社及びグループ子会社における法令違反、社内規則違反等について内部通報を受けることとしており、通報内容については速やかに当社の監査役に報告される体制としております。

・当社は、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことをコンプライアンス・ヘルプライン細則において禁止し、その旨を当社及びグループ子会社において周知徹底するものとしております。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに所定の手続に従い、これに応じるものとします。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実務面において、当社及びグループ子会社の全業務部門は、監査役の要請に応じて当該被監査部門の使用人等が、関連する資料の説明・作成・編集等の監査実務の補助を行っております。また、内部統制推進部門及び内部監査部門の要員も監査役の要請により、監査役の監査実務の補助機能を担っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、当社の「経営理念・経営方針」並びに「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを、当社の「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」に明記し社内外に周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 組織の整備状況

当社の本社内に反社会的勢力への対応を統括管理する部署を設けております。
さらに、反社会的勢力による不当要求等に対しては、直ちに統括管理部署に報告、対処する体制も整備しております。

ロ. 外部の専門機関との連携並びに反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
統括管理部署において警察・弁護士等の外部の専門機関と密接に連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに収集した情報を社内へ周知させます。

ハ. 反社会的勢力に対する社内意識の醸成
コンプライアンス・マニュアルの制定及び運用により反社会的勢力に対する社内意識の向上に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

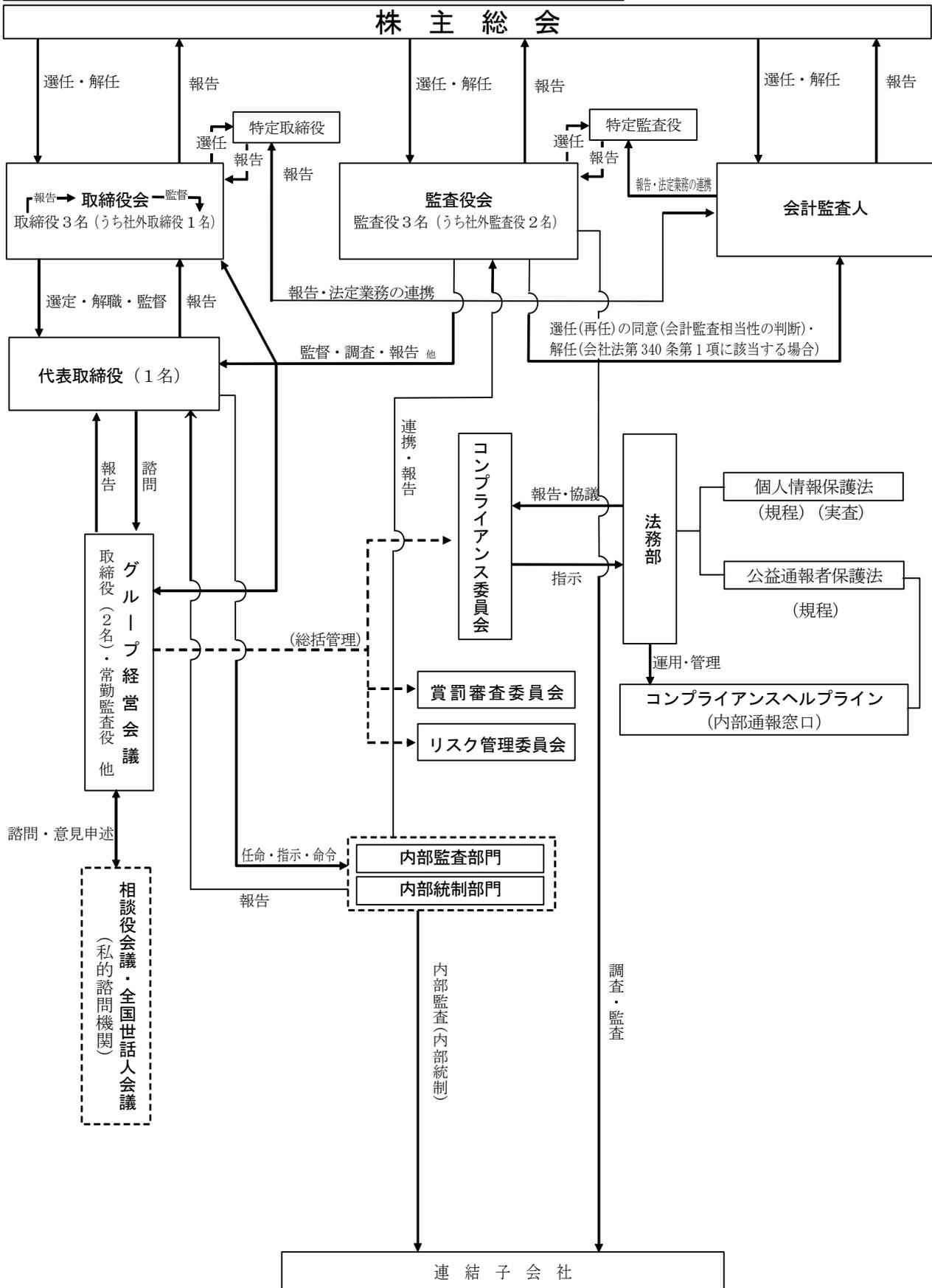
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

模式図：会社の機関&内部統制 (コーポレート・ガバナンス 持株会社体制)



「適時開示体制の概要 模式図」

